

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県

編集 三恵印刷株式会社 （定価

一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和八年  
第六七〇号  
一月九日

（金曜日）

明治大分水路土地  
改良区

大分市

土地改良事業  
(維持管理計画書)

令八・  
一・  
九から  
一・  
二九まで

大分市役所

目 次

土地改良事業計画変更認可申請適当の決定及び縦覧

一

○告 示

大分県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項及び第六項の規定により、次の土地改良区からの土地改良事業計画変更認可申請を適当と決定し、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に對し異議を申し出ることができる。

令和八年一月九日

大分県知事 佐藤樹一郎

土地改良区名

所在地

事業名

縦覧期間

縦覧場所

明正土地改良区

豊後大野市

土地改良事業  
(維持管理計画書)

一・二九まで

竹田市土地改良区

竹田市

土地改良事業  
(維持管理計画書)

九から  
一・二九まで

日田市土地改良区

日田市

土地改良事業  
(維持管理計画書)

令八・  
一・  
九から  
一・  
二九まで

令和八年一月九日

大分県報（告示）

一